



2020年4月28日

特定非営利活動法人
消費者被害防止ネットながさき 御中

長崎市銅座町1番11号
株式会社十八銀行
営業統括部

申入書に対する回答について

拝啓 時下,ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

早速ですが、弊行カードローン商品「十八銀行カードローン」の取引規定に対する申入れ事項につきまして、回答させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

敬具

【申入れ事項（趣旨）】

1. 十八銀行カードローン取引規定、第10条1項(6)号の削除
＜詳細＞第10条（即時支払）1・(6)「借主に相続の開始があったとき。」
2. 消費者が借主となりうる他のローン契約に対する同様の対応

【ご回答】

弊行といたしましては、お客さま本位の観点より、本条項を削除することと致しました。

また、他のローン規定につきましても、同様条項が含まれている商品に関しましては同様の対応を実施いたします。

条項の削除には契約帳票の改刷やホームページの改修等の対応が必要となりますので、対応が完了次第、規定の削除および弊行ホームページ上での周知をいたします。

以上